

久喜市総合戦略

平成28年3月



久喜市

目次

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
II 久喜市人口ビジョンからの考え方	4
III 今後の施策の方向	5
1 基本目標	5
2 成果を重視した目標設定	6
3 具体的な施策と客観的な指標（政策パッケージ）	7
基本目標1 安心して働けるまちをつくる	7
1 地域産業の競争力の強化	7
2 農業分野での競争力の強化	8
3 市内への人材還流、市内での人材育成、雇用対策	9
基本目標2 若者に選ばれる魅力的なまちをつくる	11
1 定住促進と交流人口の増加	11
2 若者が働きやすい就業環境の整備	13
3 このまちで子どもを育てたいと思える環境づくり	14
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちをつくる	16
1 若い世代の経済的安定	16
2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援	17
3 子ども・子育て支援の充実と教育環境の整備	18
4 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現	20
基本目標4 いつまでも安心して暮らせるまちをつくる	22
1 住みやすい生活圏の形成	22
2 健康で安心な暮らしの確保	23
3 人口減少等を踏まえた公共施設等の維持管理	25
4 住民が地域の防災・防犯の担い手となる環境の整備	26
5 ふるさとづくりの推進	28
IV 施策の推進	30
〈資料編〉	31

はじめに

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、地方公共団体には、まち・ひと・しごと創生法（以下「法」という）の要請に基づき、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定が求められました。

本市では、国の長期ビジョンを勘案しつつ、本市における人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向性を提示する「久喜市人口ビジョン」を策定しました。

また、地方版総合戦略の策定においては、「地方人口ビジョン」を踏まえ、地域の特色や資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く取り入れることにより、地域の課題に適切に対応していくことが求められています。

本市では、国の総合戦略を勘案するとともに、「久喜市人口ビジョン」を踏まえ、本市の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「久喜市総合戦略」を策定しました。

I

基本的な考え方

久喜市総合戦略では、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則等を基に、本市における、人口減少と地域経済活性化、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方と政策5原則

1 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ① 地方は、人口減少を契機に「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- ② 人口減少克服、地方創生のために、以下の3つの基本的視点から取り組むことが重要。
 - ・ 東京一極集中の是正
 - ・ 若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現
 - ・ 地域の特性に即した地域課題の解決

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・ 地域経済の活性化、産業の高付加価値化等による「しごとの創生」
- ・ 地方就労の促進や移住定住促進等による「ひとの創生」
- ・ 安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域連携等による「まちの創生」

2 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるための施策を集中的に実施する。
住民をはじめ、産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア(産官学金労言)の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

明確なPDCAサイクルの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

これらを踏まえ、以下のように久喜市総合戦略を策定します。

久喜市総合戦略の策定

1 久喜市総合戦略の位置付け

「久喜市総合戦略」は「久喜市人口ビジョン」を踏まえ、本市の実情に応じた今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

2 計画期間

久喜市総合戦略の計画期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とします。

3 計画の構成

(1) 基本目標

国の総合戦略が定める基本目標を勘案して、久喜市総合戦略における基本目標及び基本指標を設定します。

(2) 講ずべき施策に関する基本的方向

(1)で定める基本目標を達成するために、講ずべき施策の基本的方向を設定します。

(3) 具体的な施策と客観的な指標(政策パッケージ)

(2)で定める施策の基本的方向に沿って、基本目標ごとに具体的な施策を定めます。併せて、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、重要業績評価指標(KPI)を設定します。

II 久喜市人口ビジョンからの考え方

「久喜市総合戦略」は、以下に示す本市の人口の現状と将来展望に対する考え方に基づき「久喜市人口ビジョン」を踏まえ、具体的な施策をまとめています。

1 本市の人口のこれまで

(1) まち・ひと

- ・全国的な人口増加と東京圏の住宅供給地として発展してきたことから、安定的に人口が増加してきました。
- ・人口増加に対応した、都市環境が整備されてきました。

(2) しごと

- ・立地の優位性を発揮した工業団地の整備が進められてきました。
- ・積極的に企業誘致が進められてきたことから、雇用の創出が図られてきました。

2 本市の人口の現状

(1) まち・ひと

- ・総人口は、自然減に加え、社会減により減少傾向にあります。特に20歳代前後の若者を中心とした転出が多くなっています。
- ・合計特殊出生率は、全国や埼玉県の平均を下回り、その差はやや拡大する傾向にあります。
- ・未婚率は、全国や埼玉県の平均を上回り、晩婚化も進んでいます。
- ・高齢者人口が年少人口を上回っています。

(2) しごと

- ・工業団地の存在が、製造業を主体とした産業構造を組成しています。
- ・一人あたりの雇用者報酬は、埼玉県の平均を下回っています。
- ・市外に働きに出る市民が、市内に働きに来る従業者を大幅に上回っています。

3 本市の人口のこれから

(1) まち・ひと

- ・人口が減少する中、高齢化率が急速に上昇していくことが予想されます。
- ・少子化の影響で、生産年齢人口が急速に減少していくことが予想されます。
- ・人口減少及び人口構成の変化が、まちづくりに影響することが予想されます。
- ・空き家・空き地の増加や公共施設の老朽化など、都市環境が悪化する可能性があります。

(2) しごと

- ・交通利便性の更なる向上と、大消費地である首都圏に位置する立地の優位性から、引き続き企業立地の高い需要が見込まれます。
- ・生産年齢人口の減少と、人口減少による消費構造の変化の影響を受けることが予想されます。

Ⅲ

今後の施策の方向

1 基本目標

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、以下のように基本目標を立てています。

- 基本目標 1** 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標 2** 地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標 3** 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標 4** 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

東京圏に位置する本市は、これまで日本の総人口の増加とともに人口が増加してきたものの、現在、自然減と社会減の両面から人口減少が進み、少子化・高齢化が進行しています。

特に20歳代前後の若者を中心とした市外への転出超過の抑制と、低い合計特殊出生率の改善が大きな課題となっています。

本市としては、現状と課題を踏まえ、国の基本目標2及び3に対応した、若者に選ばれる魅力的なまちづくり、及び若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを重点目標とし、若い世代を中心とした定住促進と人口の社会減の改善、及び合計特殊出生率の向上を図っていきます。

一方、企業立地は、立地環境の優位性から順調に進んでいます。今後も優良企業の誘致を積極的に推進し、地元で安定した雇用を創出（国の基本目標1に対応）します。

さらに、増加する高齢者等にも優しく、誰もが安心して暮らせる地域づくり（国の基本目標4に対応）を目指します。

以上を勘案し、久喜市総合戦略は以下のように基本目標を定めます。

- 基本目標 1** 安心して働けるまちをつくる
- 基本目標 2** 若者に選ばれる魅力的なまちをつくる
- 基本目標 3** 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちをつくる
- 基本目標 4** いつまでも安心して暮らせるまちをつくる

2 成果を重視した目標設定

久喜市総合戦略の目標として、人口ビジョンの展望人口を設定します。

本市全体の人口減少の抑制

合計特殊出生率と社会移動率の改善により、以下の展望人口を達成します。

人口ビジョンの展望人口

2040年に 130,841人 (2010年比 85%)
2060年に 110,359人 (2010年比 72%)

(1) 合計特殊出生率の改善

2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)	2040年 (H52)	2045年 (H57)	2050年 (H62)	2055年 (H67)	2060年 (H72)
1.13	1.29	1.45	1.61	1.77	1.93	2.07	2.07	2.07	2.07

(2) 社会移動率の改善

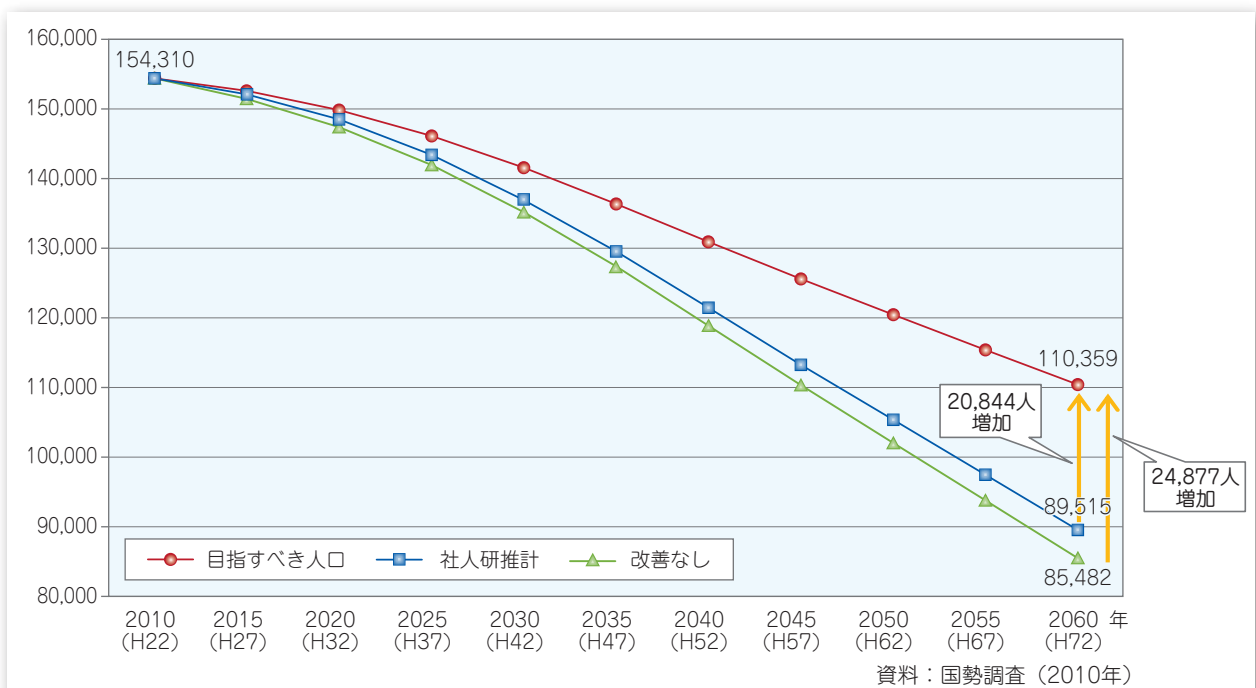
国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）推計による社会移動率のマイナスを0とし（64歳以下）、社会減を抑制します。

本市の将来人口推計（人） 指数は2010年を1.00としたとき

2010年 (実績)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)	2040年 (H52)	2045年 (H57)	2050年 (H62)	2055年 (H67)	2060年 (H72)
154,310	152,516	149,728	146,051	141,480	136,290	130,841	125,528	120,402	115,339	110,359
指数	0.99	0.97	0.95	0.92	0.88	0.85	0.81	0.78	0.75	0.72

資料:国勢調査（2010年）

展望人口と他の推計との比較（人）



3 具体的な施策と客観的な指標(政策パッケージ)

政策パッケージは、基本目標と関連項目、現状と課題、取り組みの方向性、事業を示します。基本目標ごとに、基本指標及び主な重要業績評価指標（KPI）を掲載しています。

事業にある※は、複数の大項目に重複する事業です。事業には【 】内に所管課を記載しています。

基本目標 1 安心して働けるまちをつくる

1 地域産業の競争力の強化

○ 現状と課題

企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図る上で有効な手段であり、より一層推進していく必要があります。しかし、工場の再編統合や海外への生産拠点の移設が行われるなど、企業の誘致環境は厳しさを増しています。

このような状況の中、本市では東北縦貫自動車道の久喜インターチェンジ、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の白岡菖蒲インターチェンジなどの立地特性を生かし、雇用効果の高い優良企業を市内に集積していくことが必要となっています。そのためには、工夫を凝らした独自性の高い誘致対策を実施することが求められています。

一方、高齢化し廃業する事業者の増加に伴い、事業承継対策や空き店舗の有効活用による起業や雇用の創出対策が求められています。

○ 取り組みの方向性

本市は圏央道の開通により、今まで以上に、企業の活動拠点としての利便性が向上することが見込まれています。一方、企業の高い進出ニーズに積極的に応えていくための用地は不足しています。本市の優位性を最大限発揮し、地元雇用に資する優良な企業の誘致を進めていくためにも、一定の用地を確保し、企業ニーズに対応した環境整備に取り組みます。

また、空き店舗の有効活用対策を推進していきます。

◆ 事業

- (1) 企業誘致の促進（進出企業への優遇助成制度の充実）※ 【商工観光課】
市内に進出する企業への優遇助成を行い、雇用創出につながる優良企業の誘致を促進します。
- (2) 企業誘致の促進（新たな企業用地の創出）※ 【都市計画課】
産業団地の整備や市街化調整区域における産業系土地利用の促進を行います。
- (3) 市街地の空き店舗を活用した地域活性化の推進 ※ 【商工観光課】
地元農産物のほか、自作の工芸品や手芸品等のPRや販売を行うための企画案を募集し、空き店舗の紹介や店舗借り上げ料等について助成します。

2 農業分野での競争力の強化

○ 現状と課題

農産物に対する消費者ニーズは、安全・安心をはじめ、新鮮さや品質など、ますます多様化しており、農業関係者はそれらに的確に対応することが求められています。

本市では、基幹産業である農業の発展を目指し、各種農業振興施策を推進し、農業の近代化を進めるなど着実に成果をあげてきました。

今後は、次代の担い手となる新規就農者の確保・育成にも取り組むと同時に、耕作放棄地への対応が必要となっています。

地域の特性を生かした農産物の生産等による、農業の6次産業化に向けた新たな取り組みや、農村と都市の交流促進による観光農業等にも力を注いでいく必要があります。

○ 取り組みの方向性

農業者が意欲を持って経営に取り組める競争力のある農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的に推進し、持続可能な農業を目指します。

豊かな地域資源を活用し、安全・安心で、付加価値の高い、高品質な農産物の生産を推進することにより、農業者の所得向上に取り組めます。

◆ 事業

- (1) 環境保全型農業推進事業 【農業振興課】
栽培面積に応じて、農業者に対して補助金を交付し、生産意欲の向上を図ります。
- (2) 農産物ブランド化推進事業 【農業振興課】
久喜市産農産物のブランド化を図り、付加価値の高い農産物の生産を推進していくため、ブランド認証制度を構築します。
- (3) 企業などの農業参入の推進 ※ 【農業振興課】
地域農業の新たな担い手として、地域と企業などとの調整を図り、企業の参入を推進することによる新たな農業者雇用の拡大を図ります。
- (4) 人・農地問題解決推進事業 ※ 【農業振興課】
農地中間管理機構を活用し、地域の担い手に農地の集約化を図り、地域農業の活性化を推進するとともに、耕作放棄地の解消を図ります。
- (5) 農業法人の設立支援 ※ 【農業振興課】
意欲のある農業者に対し、法人化に向けた支援を行います。
また、地域農業の新たな担い手としての人材育成に努め、農業法人での雇用の創出を促進します。

3 市内への人材還流、市内での人材育成、雇用対策

○ 現状と課題

現在、本市に在住し他市町村で就業する人は、他市町村から本市に働きに来る人よりも約2万人多くなっており、地域経済の活性化のためには、市内に就業の場を確保することが求められています。

生産年齢人口が減少し、雇用者不足も予想される中、市内に魅力のある雇用を創出すると同時に、新たな担い手を育成することが必要となっています。

また、若い世代を中心とした求人・求職のミスマッチを解消し、若者が希望する多彩な就業の機会を創出することが必要とされています。

○ 取り組みの方向性

若い世代を中心に、全ての市民が生きがいを感じながら、豊かな暮らしができる、健康で快適な就業環境の整備を進めていきます。

市内での雇用の創出を図ることにより、転出の増加に歯止めをかけるとともに、女性や障がい者の就労機会の場を確保し、多様な働き方を支援します。

◆ 事業

(1) 働く女性をサポートする企業の支援 ※ 【商工観光課】

女性が働きやすい環境を整備する企業を支援します。

(2) 障がい者就労支援事業 【障がい者福祉課】

「久喜市障がい者就労支援センター」にて、障がい者の就労に関する相談、職場の開拓、継続した就労支援、離職後の支援を行うなど、就労機会の少ない障がい者の就労支援を実施します。

また、就労支援センターサテライト（分所）を開設し、主に発達障がい者を含む精神障がい者の相談とともに、職業適性検査等のアセスメントを行うなど、当該事業の拡充を図ります。

(3) 企業などの農業参入の推進 ※ 【農業振興課】

地域農業の新たな担い手として、地域と企業などとの調整を図り、企業の参入を推進することによる、新たな農業者雇用の拡大を図ります。

(4) 人・農地問題解決推進事業 ※ 【農業振興課】

農地中間管理機構を活用し、地域の担い手に農地の集約化を図り、地域農業の活性化を推進するとともに、耕作放棄地の解消を図ります。

(5) 農業法人の設立支援 ※ 【農業振興課】

意欲のある農業者に対し、法人化に向けた支援を行います。

また、地域農業の新たな担い手としての人材育成に努め、農業法人での雇用の創出を促進します。

- (6) 企業誘致の促進（進出企業への優遇助成制度の充実）※ 【商工観光課】
 市内に進出する企業への優遇助成を行い、雇用創出につながる優良企業の誘致を促進します。
- (7) 企業誘致の促進（新たな企業用地の創出）※ 【都市計画課】
 産業団地の整備や市街化調整区域における産業系土地利用の促進を行います。
- (8) 中小企業向け制度融資 【商工観光課】
 中小企業を対象に事業に必要な運転資金、設備資金のあっ旋を行います。
- (9) 商店街活性化補助事業 【商工観光課】
 商店街の経営改善、販売促進、情報発信事業等の活動や商店街が負担している街路灯の電気料金などに対し補助金を交付し、地域商業の活性化と商店街活動の充実を図ります。
- (10) 大型商業施設との地域振興に関する包括提携 ※ 【企画政策課】
 市と大型商業施設の双方の資源を有効活用した商業・観光の振興や災害対策などについて、協働による活動を推進し、市の活性化及び市民サービスの向上を図ります。

【基本指標 1】

- ・ 市内事業所数の維持 [現状値] 5,162事業所（平成24年（2012年））
〈出典：平成24年経済センサス-活動調査〉
- ・ 市内従業者数の増加 [現状値] 56,467人（平成24年（2012年））
〈出典：平成24年経済センサス-活動調査〉

《重要業績評価指標（KPI）》（平成31年度）

① 企業誘致奨励金を交付した企業数（累計）	28企業
② 空き店舗の活用件数	4件
③ 農産物ブランド認証件数	16件
④ 耕作放棄地解消面積	30.0 h a
⑤ 障がい者就労支援事業登録者の年間新規就労数	28人

基本目標 ② 若者に選ばれる魅力的なまちをつくる

1 定住促進と交流人口の増加

○ 現状と課題

本市では、若い世代を中心に市外への転出が多くなっています。理由としては様々な要因が考えられますが、本市の持つ魅力や優位性が、市民に十分にPRされていないということが要因の一つとして考えられます。

若い世代が転出することで地域の活力が失われ、結婚や出産の減少につながり、結果的に人口減少が加速化するという悪循環に陥ることになります。

埼玉県東北部に位置し、首都圏の中でも有数の交通結節点となる本市は、都内へのアクセスの利便性や住環境の豊かさに加え、産業面でも優位性の高い立地特性を有しており、その魅力を生かす発信力が求められています。

○ 取り組みの方向性

埼玉県東北部の発展の核となる都市として、豊かな自然と都市機能が融合する「個性輝く文化田園都市」としての魅力を、様々な方法により、全国に向けて積極的に発信していきます。

住んでみたい、行ってみたいまちづくりを目指し、若者世代に本市が選ばれるよう、定住促進や交流人口の増加を推進し、本市のイメージアップに取り組みます。

◆ 事業

- (1) シティプロモーション推進事業 【シティプロモーション課】
 - ① 久喜市の観光や住みやすさにスポットを当てたガイドを作成します。
 - ② 久喜市をPRするビデオを作成し、動画サイト等を活用し広く魅力を発信します。
 - ③ 高校生によるオリジナルクッキーのコンテストを実施します。
 - ④ JRや東武線沿線の駅や高速道のPAなどで、久喜市をPRする冊子やデジタルサイネージ等を活用したPRを実施します。

- (2) 市街化区域内の適切な土地利用の促進 【都市計画課】

用途地域の見直しを行い、地域の特性に即した適切なまちづくりを推進します。

- (3) 市街化調整区域内の既存集落の良好な環境維持と適切な土地利用の促進 【都市計画課】

既存集落の良好な環境維持と適切な土地利用の促進を図るため、市街化調整区域内に住宅を建築する場合の諸規定の見直しを行います。

- (4) 交通結節点の整備に伴う新たな拠点の創出 ※ 【都市計画課】

菖蒲地区にバスターミナルの設置を行い、交通結節点と都市拠点を創出します。

- (5) 圏央道でつながる自治体と連携した観光PR事業 【商工観光課】
桶川市の紅花、久喜市のラベンダー、幸手市のあじさいなど、花の名所を活用した観光PRを連携して行っていきます。
- (6) 花の名所整備事業 【商工観光課】
コスモスふれあいロードやラベンダー苑などの土壌整備等を進めます。
- (7) 提燈祭り等推進事業 【商工観光課】
提燈祭りのPRをするための施設の整備等を行います。
- (8) 栗橋宿まちあるき観光活性化事業 【商工観光課】
栗橋関所、静御前など栗橋地区の歴史的資産を掲載したまちあるきマップを作成して、観光名所としての活性化を図ります。
- (9) アニメを活用した地域活性化 【商工観光課】
「らき☆すた」をはじめとするアニメを活用した地域活性化を図ります。
- (10) スケートボード場整備事業 【商工観光課】【都市整備課】【生涯学習課】
周辺の住環境に配慮した気軽に遊べるスケートボード施設の整備について検討します。
- (11) コウノトリ餌場実証実験事業 【環境課】
ふゆみず田んぼを約1ha程度確保し、コウノトリをはじめとした野鳥の餌場を作り、動植物の生態系の維持確保に関する実証実験を行うことで、本市の環境施策の推進をPRしていきます。
- (12) 大型商業施設との地域振興に関する包括提携 ※ 【企画政策課】
市と大型商業施設の双方の資源を有効活用した商業・観光の振興や災害対策などについて、協働による活動を推進し、市の活性化及び市民サービスの向上を図ります。

2 若者が働きやすい就業環境の整備

○ 現状と課題

現在日本では、雇用者全体に占める非正規雇用労働者の割合が増加しており、平成26年平均では、その割合は37.4%（役員を除く）となっています。

また、非正規雇用であることが、安定的かつ十分な収入の確保を困難とし、結婚や出産の妨げとなる大きな要因であると考えられています。

結婚や子育てのためには、安定した経済基盤を確保・維持することが重要であり、地域に安定した雇用を創出する優良な企業の誘致や、地域資源を活用した新たな産業を育成することが求められています。

○ 取り組みの方向性

関連機関と連携しつつ、若者のニーズに合った正社員雇用の受け皿となる優良な企業の誘致に、積極的に取り組みます。

女性が働きやすい環境を整え、農業分野での新たな雇用の場を創出するなど、若者が働きやすい就業環境の整備に取り組みます。

◆ 事業

- (1) 働く女性をサポートする企業の支援 ※ 【商工観光課】
女性が働きやすい環境を整備する企業を支援します。
- (2) 企業誘致の促進（進出企業への優遇助成制度の充実） ※ 【商工観光課】
市内に進出する企業への優遇助成を行い、雇用創出につながる優良企業の誘致を促進します。
- (3) 企業誘致の促進（新たな企業用地の創出） ※ 【都市計画課】
産業団地の整備や市街化調整区域における産業系土地利用の促進を行います。
- (4) 企業などの農業参入の推進 ※ 【農業振興課】
地域農業の新たな担い手として、地域と企業などとの調整を図り、企業の参入を推進することによる新たな農業者雇用の拡大を図ります。
- (5) 農業法人の設立支援 ※ 【農業振興課】
意欲のある農業者に対し、法人化に向けた支援を行います。
また、地域農業の新たな担い手としての人材育成に努め、農業法人での雇用の創出を促進します。
- (6) 大型商業施設との地域振興に関する包括提携 ※ 【企画政策課】
市と大型商業施設の双方の資源を有効活用した商業・観光の振興や災害対策などについて、協働による活動を推進し、市の活性化及び市民サービスの向上を図ります。

3 このまちで子どもを育てたいと思える環境づくり

○ 現状と課題

個人の価値観の多様化により、結婚は人生の選択肢の一つとなっている一方で、若者の結婚願望は高い割合で推移しています。

また、市民を対象に行った結婚・出産・子育て等に関する意識調査では、実際の子どもの人数が、希望する子どもの人数よりも少ないと答えた方の割合は6割を超えています。

結婚し子どもを育てていくためには、若年層の収入の増加、女性の就業促進、男性の家事・育児の参加促進などの課題が挙げられるように、ハード・ソフト面における様々な支援が必要となっています。

出産や子育ての問題を、社会全体で考え、その担い手となる子育て世代を支えていく取り組みが必要となっています。

○ 取り組みの方向性

若者が、このまちなら安心して子育てができる、このまちで子どもを育てていきたいと思える環境づくり、地域ぐるみで子育て世代を見守り、支えていく取り組みを推進していきます。

◆ 事業

- (1) **地域子育て支援センター運営事業 ※** 【子育て支援課】
育児の相談、子育てサークル等の育成及び指導、地域の子育て資源の情報提供、子育て講座、その他の子育て支援事業を実施します。
- (2) **ファミリー・サポート・センター運営事業 ※** 【子育て支援課】
育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方を会員とし、相互援助活動を行います。
- (3) **家庭児童相談室運営事業 ※** 【子育て支援課】
家庭児童相談、3歳児特別相談、ひよこ教室、ことばのグループ指導、ことばのグループ保護者指導を実施します。
- (4) **子育て世代包括支援センター事業 ※** 【中央保健センター】
子育て世代への包括支援の充実を図るため、保健センターに助産師資格を持つ職員等を配置するとともに、支援を必要とする妊産婦等を把握し、適切な支援を行います。
- (5) **児童館、児童センター運営事業 ※** 【子育て支援課】
乳幼児対象事業、子育て支援事業を実施するとともに、児童対象事業として自主性や社会性、創造性を育てる事業を実施します。
- (6) **駅前保育所の建設 ※** 【保育課】
駅前保育所を建設し、働くお父さん、お母さんの子育てを応援します。

(7) 病児・病後児保育の実施 ※

【保育課】

医療機関内に保育スペースを設置し、病気や病後の子どもを預かる「病児・病後児保育」を実施します。

【基本指標2】

- ・人口の社会増減数の改善 [現状値] 158人減（平成26年（2014年））
〈出典：平成26年住民基本台帳人口移動報告〉

《重要業績評価指標（KPI）》（平成31年度）

① PR動画が再生された回数（累計）	50,000回
② バスターミナルの設置箇所数	1箇所
③ 観光イベントへの来場者数	1,000,000人
④ 大型商業施設との地域振興に関する包括提携件数	1件

基本目標 ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちをつくる

1 若い世代の経済的安定

○ 現状と課題

結婚・出産・子育てのためには、安定した経済基盤を確保することが大切です。若い世代を中心に、厳しい雇用環境から経済的な不安を抱える人が増加しており、結婚することに希望が持てなくなっていることから、未婚率は年々上昇し、晩婚化も進んでいます。未婚率は全国や埼玉県の平均を上回っており、結果的に出生率の低下を招き、出生数の減少につながっています。

さらに、子どもができない悩みを抱えている夫婦が増加する中、多額の不妊治療費対策なども検討課題となっています。

○ 取り組みの方向性

安心して子育てができる経済基盤を確保するため、効果的できめ細かく対応できる補助金支給事業等に取り組みます。

婚姻年齢の上昇に歯止めをかけ、未婚率の改善につなげていきます。

◆ 事業

- (1) 多子世帯保育所保育料等軽減事業 ※ 【保育課】
同一世帯の第3子以降(0～2歳)の児童が、保育所等を利用している場合に、保育料を免除します。
- (2) 放課後児童クラブ保育料の助成 ※ 【保育課】
生活保護世帯、ひとり親家庭等医療費受給世帯、所得税非課税世帯を対象とする保育料の助成を、第3子以降の子どもを養育する全ての世帯に拡大します。
- (3) 働く女性をサポートする企業の支援 ※ 【商工観光課】
女性が働きやすい環境を整備する企業を支援します。
- (4) 不妊治療費助成事業 ※ 【中央保健センター】
不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増大させるため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

2 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援

○ 現状と課題

全国的な少子化が進む中、平成 26 年の本市の合計特殊出生率は 1.13 と、全国(1.42)や埼玉県(1.31)の平均を下回っています。

核家族化の進行等により地域のつながりが希薄化する中、地域で妊産婦やその家族を支える力が低下し、子育てに関する女性の孤立感や負担感が強まっています。

妊娠・出産・子育てを、それぞれ個別の問題としてではなく、家族を形成し、子どもが成長していく過程における、一連のものとして捉えた対策が求められており、各ステージにおける支援機関の包括的、かつ継続的な支援体制や連携が必要とされています。

○ 取り組みの方向性

結婚から出産、子育ての期間中、安心した暮らしを保つことができるよう、切れ目のない支援に取り組みます。

子育ての不安を解消することにより、合計特殊出生率の向上を図ります。

◆ 事業

- (1) **地域子育て支援センター運営事業 ※** 【子育て支援課】
育児の相談、子育てサークル等の育成及び指導、地域の子育て資源の情報提供、子育て講座、その他の子育て支援事業を実施します。
- (2) **ファミリー・サポート・センター運営事業 ※** 【子育て支援課】
育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方を会員とし、相互援助活動を行います。
- (3) **家庭児童相談室運営事業 ※** 【子育て支援課】
家庭児童相談、3歳児特別相談、ひよこ教室、ことばのグループ指導、ことばのグループ保護者指導を実施します。
- (4) **子育て世代包括支援センター事業 ※** 【中央保健センター】
子育て世代への包括支援の充実を図るため、保健センターに助産師資格を持つ職員等を配置するとともに、支援を必要とする妊産婦等を把握し、適切な支援を行います。
- (5) **結婚希望者への婚活支援事業** 【社会福祉課】
婚活イベント等の支援・補助等を行います。結ばれたカップルへの特典を検討します。
- (6) **記念用婚姻届作成事業** 【市民課(総合窓口)】
婚姻届を複写式とし、メッセージ記入欄を設けるなどにより、記念として手元に残る婚姻届を作成します。
- (7) **不妊治療費助成事業 ※** 【中央保健センター】
不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増大させるため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

3 子ども・子育て支援の充実と教育環境の整備

○ 現状と課題

本市の合計特殊出生率の水準は低位にあります。その背景には様々な理由が考えられますが、経済的・精神的な負担等も指摘されています。

かつては地域の人々が子どもたちを見守り育てていましたが、都市化、核家族化の進行等により生活様式が変化し、地域で子育てを支え合う力も低下しています。

また、共働き家庭の増加や、離婚等によるひとり親家庭の増加などにより、子育て支援を必要とする家庭も増えています。

家族構成や家庭環境などの変化に対応するため、子育て支援が必要となっています。

さらに、多様化し変化する社会に適応できる子どもを育てるためには、子どもの持つ潜在的な能力を引き出し、伸ばすことが必要であり、個性を尊重した特色ある教育環境の整備が求められています。

○ 取り組みの方向性

子育て支援に関するニーズは多様化していることから、核家族化や共働きの増加等、様々な状況に対応した支援体制の整備に取り組みます。

子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化に対応した少子化対策、子育て支援対策を推進します。

世界で活躍できる人材を育成するため、個性を尊重した特色ある教育環境の整備に取り組みます。

◆ 事業

(1) 地域子育て支援センター運営事業 ※ 【子育て支援課】

育児の相談、子育てサークル等の育成及び指導、地域の子育て資源の情報提供、子育て講座、その他の子育て支援事業を実施します。

(2) ファミリー・サポート・センター運営事業 ※ 【子育て支援課】

育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方を会員とし、相互援助活動を行います。

(3) 児童館、児童センター運営事業 ※ 【子育て支援課】

乳幼児対象事業、子育て支援事業を実施するとともに、児童対象事業として自主性や社会性、創造性を育てる事業を実施します。

(4) どのような子育て練習法講座事業 【子育て支援課】

子育てに悩んでいる保護者に対して、どのような子育て練習法講座を実施し、楽しい子育て方法を普及させるとともに、虐待の予防や回復を支援します。

(5) 家庭児童相談室運営事業 ※ 【子育て支援課】

家庭児童相談、3歳児特別相談、ひよこ教室、ことばのグループ指導、ことばのグループ保護者指導を実施します。

- (6) **子育て世代包括支援センター事業 ※** **【中央保健センター】**
子育て世代への包括支援の充実を図るため、保健センターに助産師資格を持つ職員等を配置するとともに、支援を必要とする妊産婦等を把握し、適切な支援を行います。
- (7) **移動式赤ちゃんの駅整備事業** **【子育て支援課】**
多くの市民で賑わう各種イベント会場に、乳幼児連れ家族が安心して外出できるための施設である「赤ちゃんの駅」を設置し、授乳やオムツ交換のスペースを提供します。
- (8) **多子世帯保育所保育料等軽減事業 ※** **【保育課】**
同一世帯の第3子以降(0～2歳)の児童が、保育所等を利用している場合に、保育料を免除します。
- (9) **保育士確保のための助成金支給事業** **【保育課】**
市内の民間保育所等の保育士を確保するため、保育士試験合格者に対して、保育士試験手数料を補助します。
- (10) **駅前保育所の建設 ※** **【保育課】**
駅前保育所を建設し、働くお父さん、お母さんの子育てを応援します。
- (11) **病児・病後児保育の実施 ※** **【保育課】**
医療機関内に保育スペースを設置し、病気や病後の子どもを預かる「病児・病後児保育」を実施します。
- (12) **障がい児保育補助事業** **【保育課】**
障がい児の保育に要する経費を補助することにより、障がい児を受け入れる保育所等の拡大を図ります。
- (13) **民間保育所等へのAED設置補助事業** **【保育課】**
民間保育所、幼稚園、認定子ども園、小規模保育所等に対し、AEDを新規購入する場合に、購入費の一部を補助します。
- (14) **放課後児童クラブ保育料の助成 ※** **【保育課】**
生活保護世帯、ひとり親家庭等医療費受給世帯、所得税非課税世帯を対象とする保育料の助成を、第3子以降の子どもを養育する全ての世帯に拡大します。
- (15) **小中学校タブレット端末導入事業** **【指導課】**
全小中学校にタブレット端末を配置し、ITに強い子どもを育成します。
- (16) **国際舞台に通用する人材育成** **【指導課】**
中学校でオール英語の授業を目指し、将来、世界で活躍する生徒の育成に取り組みます。
- (17) **理数系人材の育成** **【指導課】**
小学校理科支援員を配置し、理数系に強い子どもを育成します。
- (18) **小中学校空調設備整備事業** **【教育総務課】**
全小中学校の全ての教室にエアコンを設置し、教育環境を整備します。

4 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現

○ 現状と課題

子育てなどのライフステージにおいては、働く親がワークライフバランスを実現できることが必要となっています。

安心して子育てをするためには、経済的な安定性が不可欠であり、いかに仕事と子育ての両立を図るかが大きな課題となっています。

女性の社会進出や共働き世帯の増加など、子育て世代の生活環境は大きく変化しています。

○ 取り組みの方向性

子育て世代が安心して子どもを育てることができるよう、仕事と子育ての両立を支援する事業に積極的に取り組みます。

◆ 事業

- (1) **ファミリー・サポート・センター運営事業 ※** 【子育て支援課】
育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方を会員とし、相互援助活動を行います。
- (2) **駅前保育所の建設 ※** 【保育課】
駅前保育所を建設し、働くお父さん、お母さんの子育てを応援します。
- (3) **病児・病後児保育の実施 ※** 【保育課】
医療機関内に保育スペースを設置し、病気や病後の子どもを預かる「病児・病後児保育」を実施します。
- (4) **放課後児童クラブ保育料の助成 ※** 【保育課】
生活保護世帯、ひとり親家庭等医療費受給世帯、所得税非課税世帯を対象とする保育料の助成を、第3子以降の子どもを養育する全ての世帯に拡大します。
- (5) **働く女性をサポートする企業の支援 ※** 【商工観光課】
女性が働きやすい環境を整備する企業を支援します。

【基本指標3】

- ・ 合計特殊出生率の改善 [現状値] 1.13 (平成26年 (2014年))
〈出典：埼玉県HP (埼玉県の合計特殊出生率)〉
- ・ 未婚率 (39歳以下) の改善 [現状値] 64.51% (平成22年 (2010年))
〈出典：平成22年国勢調査〉

《重要業績評価指標 (KPI)》 (平成31年度)

① 多子世帯保育所保育料軽減件数	80件
② 不妊治療費助成件数	105件
③ 地域子育て支援センター利用者数	32,000人
④ ファミリー・サポート・センターの登録会員数	900人
⑤ 病児・病後児保育の利用者数	200人
⑥ 全ての教室にエアコンを設置した学校数 (小・中学校)	34校
⑦ 駅前保育所の開設件数	1件

基本目標 4 いつまでも安心して暮らせるまちをつくる

1 住みやすい生活圏の形成

○ 現状と課題

健康で快適な生活を確保するためには、交通網や地域に様々なネットワークが形成されていることが必要です。

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域の基盤となる様々なコミュニティが希薄化しています。安心して暮らせる地域をつくるためには、これらのコミュニティが維持されていくことが求められています。

○ 取り組みの方向性

地域を支えているのは、家族や学校、様々なコミュニティであり、また同時にそれらは深く関わっています。一つひとつが地域の重要な基盤となっていることから、コミュニティの維持・形成に積極的に取り組みます。

また、地域と地域を結ぶ交通網などの社会基盤の整備に取り組みます。

◆ 事業

- (1) 久喜市コミュニティ・スクール導入促進事業 【指導課】
地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを導入します。
- (2) コミュニティ協議会運営事業 【自治振興課】
地域のコミュニティ活動を促進するため、コミュニティ協議会に対して、事業費補助を行います。
- (3) 交通結節点の整備に伴う新たな拠点の創出 ※ 【都市計画課】
菖蒲地区にバスターミナルの設置を行い、交通結節点と都市拠点を創出します。
- (4) 80歳以上の方のデマンド交通の利用料金軽減事業 ※ 【生活安全課】
80歳以上の方のデマンド交通の利用料金を半額の150円にします。
- (5) 出歩きやすいまちづくりの推進 ※ 【都市計画課】
高齢化社会における公共バスの活用方法の検討を行います。

2 健康で安心な暮らしの確保

○ 現状と課題

市民が安心して暮らすためには、健康であることが大切です。

そのためには、健康をサポートするネットワークを構築し、体制を整備する必要があります。

高齢化社会への対応が重要となっていますが、本市においても、急速に高齢化が進む中、介護施設や介護人材が不足し、介護離職等も大きな問題となっています。

高齢化を止めることはできませんが、高齢者が健康で安心して暮らすことができるまちをつくりあげることが可能です。

認知症の高齢者も今後一層増加することが予想されており、高齢者に対する様々な支援が求められています。

○ 取り組みの方向性

市民一人ひとりが健康を意識し、主体的な健康づくりに取り組むまちを目指します。

また、高齢者が健康でいきいきと暮らせる社会、介護が必要な高齢者や認知症高齢者等が、人格と個性を尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを目指します。

◆ 事業

(1) 健康づくり・食育地域モデル事業

【健康医療課】

本市が進める健康づくりと食育を理解し、実践できる地域を募集、モデル地区として指定し、健康づくりと食育推進に取り組みます。また、モデル指定した地区に補助金等を交付し支援します。

(2) 地域医療ネットワークの充実

【健康医療課】

地域医療ネットワークの充実、強化を図ります。

(3) 早期発見のための糖尿病簡易検査事業

【健康医療課】

糖尿病と密接な関係があるヘモグロビンA1cの簡易検査が行える環境を整備します。

(4) 公共施設屋外AED設置事業

【健康医療課】

温度調節を可能とした屋外用AEDボックスを公共施設の屋外に設置し、設置済みのAEDを24時間いつでも誰でも利用できるようにします。

(5) 健康マイレージ事業

【中央保健センター】

市民の主体的な健康づくりを促すため、各種検診の受診等に対しポイントを交付し、景品等と交換できる健康マイレージ事業を行います。

(6) 特別養護老人ホームの増床

【介護福祉課】

特別養護老人ホームの整備を促進し、入所待機者の解消を図ります。

- (7) 在宅医療・介護連携推進事業 【介護福祉課】
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築します。
- (8) 高齢者スポーツの活性化 【生涯学習課】
高齢者スポーツを活性化させ、「元気高齢者自治体」を目指します。
- (9) 福祉避難所備蓄整備事業 ※ 【社会福祉課】
災害時要配慮者が避難生活を送るに当たって必要とする備蓄品について再検討し、配備計画を立てた上で順次拡充していきます。
- (10)福祉避難所設置事業 ※ 【社会福祉課】
高齢者など避難中に特別な配慮を必要とする人のために、福祉避難所の設置をさらに進めます。
- (11)要援護者見守り支援事業 【社会福祉課】
地域住民や関係団体と連携し、要援護者見守り支援登録台帳に登載されている方の平常時の声かけや見守りと、災害発生時の避難、誘導等の支援を行います。
- (12)80歳以上の方のデマンド交通の利用料金軽減事業 ※ 【生活安全課】
80歳以上の方のデマンド交通の利用料金を半額の150円にします。
- (13)出歩きやすいまちづくりの推進 ※ 【都市計画課】
高齢化社会における公共バスの活用方法の検討を行います。

3 人口減少等を踏まえた公共施設等の維持管理

○ 現状と課題

人口減少は、地域社会に様々な悪影響をもたらします。税収の減収による行政サービスの低下もそのひとつですが、特に、老朽化の問題が指摘されている公共施設を、適切に維持管理していくことが求められています。

可能な限り税財源に頼ることなく、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起し、地域の活性化、経済成長につなげていくことが求められています。

空き家や空き店舗といった問題も大きく、地域の衰退のみならず、防犯や環境問題も考えていくことが必要となっています。

○ 取り組みの方向性

都市機能を維持しつつ、市民生活に必要な事業を優先的に実施し、適正な維持管理に取り組みます。

◆ 事業

- (1) 市街地の空き店舗を活用した地域活性化の推進 ※ 【商工観光課】
地元農産物のほか、自作の工芸品や手芸品等のPRや販売を行うための企画案を募集し、空き店舗の紹介や店舗借り上げ料等について助成します。
- (2) 空き家等の適正管理推進事業 【生活安全課】
管理不全な空き家等の所有者に対し、行政指導を行い、恒常的な適正管理を促します。
- (3) 都市施設等の維持管理の最適化事業 【都市整備課】
各公共施設等の清掃、樹木の剪定等のほか、各施設の点検並びに修繕を実施し、適正な維持管理を行います。
また、時代に即した施設の更新を実施します。
- (4) 道路レスキュー事業 【道路河川課】
生活道路等の不便に速やかに駆けつける「道路レスキュー」を実施します。
- (5) 楽しさNo. 1の公園事業 【都市整備課】
魅力的で特徴のある公園をつくります。

4 住民が地域の防災・防犯の担い手となる環境の整備

○ 現状と課題

大規模災害の発生が懸念される中、大規模災害への対応については、行政のみによる対応には限界があり、地域住民や事業者、ボランティア等の各主体が地域防災の担い手として期待されています。

特に、いつ発生するか分からない災害に対して、日頃から備えを進めるとともに、地域コミュニティにおける住民相互の助け合いも非常に重要になっています。

また、全国的に凶悪な犯罪や若年層の犯罪が発生する中、誰もが犯罪の被害者になる可能性が増加しており、住民一人ひとりが高い防犯意識を持つことが重要です。

近隣意識の希薄化等により、地域の犯罪防止機能が低下していることから、地域住民の協力による自主的な防犯活動が大切となっており、児童生徒が学校や地域で安心して生活できるよう、地域ぐるみで子どもの安全を確保することが求められています。

○ 取り組みの方向性

住民の防災・減災に対する意識の高揚を図るとともに、地域住民による自主防災活動の連携や充実を図ります。

さらに、市民・行政・防災関係機関等の総力を結集し、総合的かつ計画的に防災対策の推進を図り、各種災害による被害の発生を最小限に抑え、市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる「災害に強いまちづくり」を進めます。

行政による適切な防犯対策の推進と地域住民による自主的な防犯活動への支援を行います。

◆ 事業

- (1) 自主防災組織の育成支援と強化事業 【消防防災課】
自主防災組織の設立や防災資機材の購入、防災訓練の実施に対する経費を補助します。
また、自主防災組織間を結ぶ連絡協議会等を設立し、各自主防災組織相互の連携の強化を図ります。
- (2) 防災行政無線デジタル化更新事業 【消防防災課】
現行のアナログ方式防災行政無線設備について、デジタル化に伴う設備の更新を図ります。
- (3) 消防団充実強化事業 【消防防災課】
災害時における消防団の活動能力の向上のため、消防団員の確保と消防団装備の充実・強化を図ります。
- (4) 総合防災倉庫の設置 【消防防災課】
現在の防災倉庫以外に、集約して保管ができる規模の大きい総合防災倉庫を設置します。
- (5) 福祉避難所備蓄整備事業 ※ 【社会福祉課】
災害時要配慮者が避難生活を送るに当たって必要とする備蓄品について再検討し、配備計画を立てた上で順次拡充していきます。

- (6) **福祉避難所設置事業 ※** **【社会福祉課】**
高齢者など避難中に特別な配慮を必要とする人のために、福祉避難所の設置をさらに進めます。
- (7) **防犯カメラ設置事業** **【生活安全課】**
犯罪の予防、抑止等に効果が期待できる防犯カメラを、駅前広場など多くの市民が集まる場所に設置します。
- (8) **市民みんなが防犯パトロール隊員** **【生活安全課】**
朝、夕、晩、市内でウォーキングやランニング、犬の散歩をしている多くの市民の方に、防犯パトロール隊員として活躍していただきます。
- (9) **小中学校等防犯カメラ設置事業** **【学務課】**
児童・生徒等の安全・安心な教育環境を構築するため、24時間、学校等を見守ることができる防犯カメラを、市立小・中学校及び幼稚園に設置します。
- (10) **小学校安全監視員の配置** **【学務課】**
児童の安全・安心な教育環境を構築するため、登下校時の立哨や校内巡回を行う安全監視員を小学校に配置します。
- (11) **大型商業施設との地域振興に関する包括提携 ※** **【企画政策課】**
市と大型商業施設の双方の資源を有効活用した商業・観光の振興や災害対策などについて、協働による活動を推進し、市の活性化及び市民サービスの向上を図ります。

5 ふるさとづくりの推進

○ 現状と課題

都市化や核家族化により地域住民同士の関わりが少なくなる中、ふるさと感じさせてくれる行事や伝統などが少しずつ失われています。

引継ぎ手がなく担い手が高齢化することで、地域に脈々と引継がれてきた文化や伝統を、途絶えさせないようにすることが課題となっています。

ふるさとを実感できないことが、地域からの転出にもつながると考えられます。

○ 取り組みの方向性

市民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるとともに、貴重な文化財を後世に伝える活動を実施します。

さらに、新たなふるさと環境づくりも進めます。

◆ 事業

- (1) 「歴史散歩」推進事業 【文化財保護課】
小学校の児童や保護者を対象にした「(仮称)親子で歴史散歩」、地域を対象にした「(仮称)ゆっくり歴史散歩」、「(仮称)歴史散歩便利帳」の作成と配布を行います。
- (2) 「郷土伝統芸能」支援事業 【文化財保護課】
市指定文化財「久喜八雲神社の山車行事(天王様・提燈祭)」の調査報告書を編さんします。
ささら等の郷土伝統芸能を、リーフレット(日本語版・英語版)にまとめて配布します。
また、映像記録を市のホームページで配信します。
- (3) ふるさと納税寄附金推進事業 【企画政策課】
ふるさと納税制度を活用し、市の特産品等のPRを行い、寄附者の増加に取り組みます。
- (4) パスポートカバー進呈事業 【市民課(総合窓口)】
市の花や木などを印刷したパスポートカバーを作成し、市役所でパスポートを申請し交付を受ける方に差し上げます。
- (5) 音楽の街・久喜市事業 【生涯学習課】
ブラスバンドやコーラスが盛んな「音楽の街・久喜市」をつくります。
- (6) 久喜マラソン大会事業 【生涯学習課】
市民マラソン大会を実施することで、市民スポーツが充実したまちをつくります。

【基本指標4】

- ・ 65歳健康寿命の向上 [現状値] 男17.19年/女20.11年 (平成25年(2013年))
〈出典：埼玉県HP (地域の現状と健康指標)〉
- ・ 刑法犯認知件数の改善 [現状値] 1,615件 (平成26年(2014年))
〈出典：市町村別認知件数・犯罪率〉

《重要業績評価指標 (K P I)》 (平成31年度)

① 80歳以上の方のデマンド交通の利用人数	5,830人
② 健康づくり・食育地域モデル指定地区数	4地区
③ 管理不全の空き家等の適正管理への指導等による改善率	72.0%
④ 自主防災組織設置率	76.0%
⑤ 久喜マラソン大会の参加者数	5,000人

1 PDCA※サイクルの実施

重要業績評価指標（KPI）などの達成状況をはじめ、各施策の実施状況や事業の効果を把握・検証し、基本目標の達成に向けて効果的に取り組めるように改善を図ります。

※ Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の略称

2 推進にあたって

まち・ひと・しごとの創生には多様な主体の参画による取り組みが必要であることから、市民や有識者等の意見を踏まえて、実施・検証を行います。

また、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則を基に、本市におけるまち・ひと・しごと創生と好循環の確立を目指すため、「官民協働」、「地域間連携」、「政策間連携」等を踏まえ施策を推進します。

資料編

1 『久喜市人口ビジョン及び総合戦略』策定経過

	主な内容
平成 27 年 7月 7日～ 7月 22日	結婚・出産・子育て・定住に関する意識調査の実施
8月 11日	第1回 久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部会議 ・ まち・ひと・しごと創生庁内推進本部の設置 ・ 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の概要について ・ 久喜市人口ビジョン及び総合戦略策定の流れについて ・ 久喜市の人口動向及び将来人口推計等について
8月 26日	第1回 久喜市地域創生市民会議 ・ 久喜市地域創生市民会議委員委嘱式 ・ 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の概要について ・ 久喜市人口ビジョン及び総合戦略策定の流れについて ・ 久喜市の人口動向及び将来人口推計等について
9月 30日	第2回 久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部会議 ・ 結婚・出産・子育て・定住に関する意識調査結果について ・ 久喜市人口ビジョン骨子(案)について ・ 久喜市総合戦略骨子(案)について ・ 総合戦略に盛り込む個別事業の選定について
11月 20日	第3回 久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部会議 ・ 久喜市人口ビジョン(素案)の概要について ・ 久喜市総合戦略に盛り込む個別事業について ・ 久喜市総合戦略(素案)の概要について
11月 30日	第2回 久喜市地域創生市民会議 ・ 久喜市人口ビジョン(素案)の概要について ・ 久喜市総合戦略に盛り込む個別事業について ・ 久喜市総合戦略(素案)の概要について
平成 28 年 1月 8日	第4回 久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部会議 ・ 久喜市総合戦略(素案)の修正点について ・ 久喜市総合戦略(素案)の重要業績評価指標(KPI)の設定について
1月 21日	第3回 久喜市地域創生市民会議 ・ 久喜市総合戦略(素案)の修正点について ・ 久喜市総合戦略(素案)の重要業績評価指標(KPI)の設定について

	主 な 内 容
1月30日 ～2月28日	久喜市人口ビジョン(案)及び久喜市総合戦略(案)に対する意見募集の実施 (パブリックコメントの実施)
3月 7日	第5回 久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部会議 ・ 久喜市人口ビジョン(案)及び久喜市総合戦略(案)について
3月17日	第4回 久喜市地域創生市民会議 ・ 久喜市人口ビジョン(案)及び久喜市総合戦略(案)について

2 久喜市地域創生市民会議設置要綱

久喜市地域創生市民会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する久喜市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を検討するにあたり、市民等から意見を聴取するため、久喜市地域創生市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合戦略の策定にあたり、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、その座長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 久喜市地域創生市民会議委員名簿

久喜市地域創生市民会議委員名簿

(敬称略 順不同)

No.	氏 名	区 分	備 考
1	亀 井 優 樹	第1号委員 公募による市民	
2	富 田 伯 枝		
3	細 田 たき子		
4	溝 田 瑩 貴		
5	和 田 一 也		
6	松 永 元 彦	第2号委員 学識経験を有する者	
7	柏 浦 茂		副委員長
8	渡 邊 邦 夫		
9	鈴 木 努		
10	中 島 和 幸		
11	大 島 邦 夫		委員長
12	竹 下 成 子		
13	諸 橋 美津子		
14	錦 和 彦		
15	小 森 孝 広		

4 久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部設置規定

久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部設置規程

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、久喜市まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、久喜市まち・ひと・しごと創生庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 久喜市まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他、久喜市まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、総務部長、財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康増進部長、建設部長、菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷲宮総合支所長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、推進本部の会議に本部員以外の者の出席を求

め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

久喜市 総合戦略

平成28年3月発行

発行 久喜市

編集 総務部 企画政策課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-3

電話 0480-22-1111 (代)

URL <http://www.city.kuki.lg.jp/>

